

# **磐田市議会基本条例**

## **逐条解説**

令和4年3月初版

令和5年11月第2版

磐田市議会

## 磐田市議会基本条例（逐条解説）

|                  |    |
|------------------|----|
| 前文               | 1  |
| 1. 総則            |    |
| 第1条 目的           | 2  |
| 2. 活動原則          |    |
| 第2条 議会の活動原則      | 2  |
| 第3条 議員の活動原則      | 3  |
| 第4条 政治倫理         | 4  |
| 3. 市民と議会との関係     |    |
| 第5条 市民と議会との関係    | 4  |
| 第6条 災害時の役割       | 5  |
| 第7条 会議の公開        | 5  |
| 第8条 広報広聴機能の充実    | 6  |
| 4. 議会と市長等との関係    |    |
| 第9条 議会の議決事件      | 6  |
| 第10条 政策等の形成過程の説明 | 7  |
| 第11条 政策立案提言      | 8  |
| 第12条 一般質問の方法     | 8  |
| 第13条 反問権         | 9  |
| 第14条 文書質問        | 9  |
| 5. 議会の機能の強化・充実   |    |
| 第15条 会派          | 10 |
| 第16条 政務活動費       | 10 |
| 第17条 議員間討議       | 11 |
| 第18条 議員研修の実施     | 11 |
| 第19条 議員定数        | 12 |
| 第20条 議員報酬        | 12 |
| 第21条 議会事務局の充実    | 12 |
| 6. 補則            |    |
| 第22条 条例の見直し等     | 13 |

地方分権一括法さらに地域主権改革一括法の施行に伴い地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大し、議会の担うべき役割や責任は、より大きくなった。

このような状況の中、議会は言論の府として、その存立意義を深く認識するとともに、これまで以上にその責務を果たし、市民の負託に応え、市民福祉の向上及び特色ある磐田市政の発展に寄与しなければならない。

この使命を達成するため、議会は、二元代表制の下、市長との互いに異なる特性を活かし、緊張関係を保持しつつ、政策の立案や提言を行うなど議会機能の拡充を図るとともに、意思決定を行う議事機関並びに事務執行の監視及び評価の機能を充実させることが必要である。また、市民に分かりやすい、開かれた議会を実現するため、積極的な情報の公開と共有を推進するとともに、市民の多様な声を的確に議会に反映させ、同時に市民への説明責任を果たすことも重要となっている。

ここに、磐田市議会は、議員一人ひとりが資質の向上に努め、議会自らが不断の議会改革を続け、市民に信頼され、活力ある議会を実現していくことを決意し、議会の最高規範として、この条例を制定する。

## 〔解説〕

### 議会基本条例の制定の背景と趣旨について

地方分権改革の推進により、地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲は拡大し、議会の担うべき役割や責任も、より大きくなってきました。このような中で、議会は、議事機関・事務執行の監視及び評価の機能の充実とともに、政策立案や提言を行う機能の充実が求められ、また、より市民に開かれた議会を実現するため、積極的な情報の公開と共有、市民の多様な声を反映させ、説明責任を果たすことも重要となります。

磐田市議会は議会基本条例を制定し、議員一人ひとりが資質の向上に努め、不断の議会改革を続け、活力ある議会を実現していくことを決意し、表明するものです。本条例を議会の最高規範と位置付ける理念も併せて決めました。

## 〔用語解説〕

●二元代表制：憲法第93条第2項には、地方公共団体の長（市長）と議会の議員（市議会議員）をともに住民が直接選挙で選ぶことを定めています。市長（執行機関）と議会（議事機関）それぞれが住民を代表することとなり、互いに対等な機関として、相互の均衡と調和を図りながら、地方公共団体運営の基本方針を決定していきます。

●議事機関：憲法第93条第1項に、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると定められ、憲法上の必置機関とされています。多数人の合意によって地方公共団体の意思を決定する機関であり、「意思決定機関」、「議決機関」と同じ意味です。

### （目的）

**第1条** この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係、議会と市長等との関係その他議会の基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上及び特色ある磐田市政の発展を図ることを目的とする。

## 〔解説〕

この条例は、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係、議会と市長等との関係、その他議会機能の充実・強化に関する基本的事項を定め、それに沿って議会が活動することにより、市民の福祉向上と特色ある市政の発展を目指すことを明文化しています。

### （議会の活動原則）

**第2条** 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1）公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- （2）市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- （3）市民に対して、情報を積極的に発信すること。
- （4）適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

## 〔解説〕

議会は、市民を代表する機関であることを自覚し、市民に開かれた存在となるよう、また行政に対する監視等の機能の充実など、議会がその役割を果たすため、4つの活動原則を定めています。

### (議員の活動原則)

**第3条** 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽により、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表の立場にとらわれず、全体の市民福祉の向上を目指して活動すること。

## 〔解説〕

議員個々の活動について、(1)議会としての総意を市政に反映させるため、議員同士の自由な議論を活発に行うこと。(2)議員は市民の多様な意見を把握するとともに、自己の能力を高め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。(3)議員は活動の範囲を一部の団体や地域にとらわれず、市民の福祉向上を目指して活動することの3つの活動原則を定めています。

---

## 〔用語解説〕

●合議制機関：機関の意思が1人の意思によって決まるのではなく、2人以上の構成員の協議によって意思を決定する機関のことです。

(政治倫理)

**第4条** 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

〔解説〕

議員は、市民の代表として、市政の発展や市民の福祉向上に携わっています。そのため、議員は、市民の負託に値する高い倫理観に基づき、誠実かつ公正に職務を行うこと、責任感を持って、その品位を損なうことのないよう識見を養うことを定めています。

(市民と議会との関係)

**第5条** 議会は、市民に対し議会活動に関する情報の公開を積極的に行い、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見並びに法第109条及び法第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、市民、団体等との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策立案能力の向上を図るとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

〔解説〕

市民との関係において議会の果たすべき責務である、(1)議会活動に関する情報公開・共有、説明責任を果たすこと。(2)市民の専門的または政策的識見等を議会の討議へ反映させること。(3)請願及び陳情の位置づけ、意見聴取の機会を設定すること。

(4) 政策立案能力の向上、政策提案の拡大に努めることの4つの事項について定めています。

---

〔用語解説〕

●請願：憲法第16条で認められた国民の権利の一つで、国または地方公共団体の機関に対し、文書により希望や要望を申し出るものです。地方議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、議員の紹介により提出しなければならないとされています。

●陳情：請願のように憲法に保障された権利ではなく、一般的な手続きや形式が法律に定められているわけではありませんが、国または地方公共団体の機関に対し、実情を述べ適当な措置を要望することをいいます。

※請願・陳情は市議会ホームページ「請願・陳情の手引き」を参照。

(災害時の役割)

**第6条** 議会は、市内に甚大な影響を及ぼす災害が発生した時は、市長等と連携した対応を行うものとする。

〔解説〕

議会は、市民を代表する議事機関として、地震、津波、豪雨その他の大規模災害等の緊急の事態が発生した場合においては、市民の生命・身体・財産を保護し、生活の平穏を確保するため、総合的・機動的な活動が図られるよう、磐田市災害対策本部などと協力して、磐田市議会業務継続計画（議会BCP）を基に体制整備を図るべきこととしています。

(会議の公開)

**第7条** 議会は、本会議、常任委員会その他別に定める会議を原則公開とする。

〔解説〕

市民に議会の情報を公開し、情報共有を図るため、議会が開催する本会議、常任委員会等の会議を原則として公開することを定めています。

(広報広聴機能の充実)

**第8条** 議会は、広報広聴機能の充実のため、議会の活動状況を市民に報告するとともに、市政の課題全般に対処するため、市民及び議員が、情報及び意見を交換する会議（以下「議会報告会等」という。）を開催するものとする。

2 議会報告会等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

〔解説〕

議会の活動状況や市政に関する情報を市民と共有し、意見交換等を通じて市民の多様な意見を受け止め、市政に反映させていくため、議会報告会等の開催について定めています。

(議会の議決事件)

**第9条** 法第96条第2項の規定による議会の議決事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画基本構想
- (2) 総合計画基本計画
- (3) 都市計画マスタープラン

〔解説〕

各種行政計画など市民生活に直結する重要な事項を議会の議決を要する事項に加えることは、議会のもつ権限を拡充する手法として有効であり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事件として市政の基本となる3件の計画等について定めています。

〔用語解説〕



- 議決事件：議会の行う議決の対象となる事項や事柄をいいます。
- 総合計画：地方公共団体が策定するすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画で、地域づくりの最上位に位置付けられる計画です。
  
- 基本構想：地方公共団体の目指す「まちの将来像・将来の目標」や、その実現に向けたまちづくりの基本理念、方針などを定めたものです。
  
- 基本計画：基本構想を実現するため、分野ごとの現状や課題を分析し、体系的に具体的施策や手段を示したもので、磐田市では、全体計画期間の10年間で5年ごとに前期・後期に分けて策定しています。
  
- 都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2に基づき策定される計画で、都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにした、地方公共団体の都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

(政策等の形成過程の説明)

**第10条** 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等の提案に至った経緯及びその理由
- (2) 総合計画等との整合性
- (3) 政策等の実施に係る財源措置

〔解説〕

議会は、市長の提案した重要な政策等の審議において、議論すべき課題を明確にして政策議論が行えるよう、3つの事項について、市長に対し説明を求めることができることを定めています。

(政策立案提言)

第11条 議会は、市の政策等の水準を高めるため、政策立案機能の強化に努め、条例、議案の修正、決議その他の政策提案を行うとともに、市長その他の執行機関に対し、政策提言を行うものとする。

〔解説〕

議会は、市の政策水準を高めるため、条例制定の立案、議案審議を通じた議案の修正、決議の採択や政策提言を行うことを定めています。

〔用語解説〕

●政策立案：市政における課題解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組みに関する条例を議会に提案することです。

●政策提言：市政における課題解決を図るため、必要と思われる政策を、提言書にまとめて提出することや、本会議の質問の場や委員会の場等で市長等に対して提案することです。

(一般質問の方法)

第12条 議員は、一般質問の再質問以降において、一括して質問する方法又は一問一答による方法により質問を行うことができる。

2 前項に規定する質問の方法に関し必要な事項は、議会規則で定める。

〔解説〕

本会議における議員の一般質問の方法については、従来からの一括して質問する方法(一括質問方式)と平成22年6月定例会から一問一答による方法(一問一答方式)が追加され、通告者が選択できるようになりました。

〔用語解説〕

●一括して質問する方法（一括質問方式）：質問者が複数の項目をまとめて質問した後、答弁者が答弁をまとめて行う方法のことです。質問者の質問の回数は3回を超えることはできません。

●一問一答による方法（一問一答方式）：再質問以降、一つの質問に対して一つの答弁をする方法のことです。一括質問方式のような質問回数の3回の適用がありません。

（反問権）

**第13条** 市長、教育長その他の執行機関の長は、本会議において、議長の許可を得て、議員の質問に対し、質問の趣旨又は根拠を確認するため反問することができる。

〔解説〕

本会議において、議員の質問の内容が不明確な場合、市長等が議論を明確にするため質問の趣旨又は根拠を確認するために、質問した議員に問い返すことができることを定めています。

（文書質問）

**第14条** 議員は、議長を経由して市長その他の執行機関に対し、文書により質問を行い、文書により回答を求めることができる。

〔解説〕

議員は、本会議の一般質問・代表質問だけでなく、市政に関して文書による質問を市長等に対し行い、文書による回答を求めることができることを定めています。

(会派)

**第15条** 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

〔解説〕

議員は、会派を結成し活動することができることを定めています。会派は同じような考え方、意見を持っている議員で構成しています。円滑な議会運営や議会活動の実施につなげるため、会派間の意見の調整など、議会において重要な役割を果たしています。

(政務活動費)

**第16条** 磐田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年磐田市条例第248号）の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費を適正に執行し、その使途の透明性を確保しなければならない。

〔解説〕

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項の規定に基づき「磐田市議会政務活動費の交付に関する条例」により、会派に対して交付しています。政務活動費の活用にあたっては、使途基準に従って適正に執行すること、使途の透明性を確保することを定めています。

〔用語解説〕

●政務活動費：政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。磐田市の政務活動費は、1人当たり年額30万円を上半期と下半期の2回にわけ、会派（所属議員が1人の場合も会派とみなします）に交付します。議会の監視機能の強化、政策立案能力の向上を図るため、研修研究費、調査旅費、資料作成費、図書・資料費、広報費、広聴費、事務費、要請・陳情活動費が、議員活動への補助として活用されています。

(議員間討議)

**第17条** 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間における討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成に努め、政策立案、政策提言等を行うものとする。

〔解説〕

議会は、言論の府であり、議会の会議では論点を明確にした上で、意見を述べ合い、適切な結論に導いていくように議員相互の討議に努めることを定めています。

また、議員間の討議により議論を尽くして合意形成を図り、議論の成果を政策立案等に活かすことも定めています。

〔用語解説〕

●**言論の府**：議員の活動の基本は言論であり、討議を重ね合意形成することで問題が決定されるという考えから議会のことを言論の府と呼んでいます。

(議員研修の実施)

**第18条** 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

〔解説〕

議員は、議会活動を行っていくために、高度な政策立案・提言をする能力が求められます。このことから議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、議員研修を行うことを定めています。

(議員定数)

**第19条** 磐田市議会の議員の定数を定める条例(平成20年磐田市条例第40号)に規定する議員定数は、市政の現状と課題、今後の予測等を十分考慮し、決定するものとする。

〔解説〕

議員の定数は、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、「磐田市議会の議員の定数を定める条例」により定めています。定数については、市政の実情や今後の社会情勢等を考慮し、決定するよう定めています。

なお、磐田市の議員定数は、平成25年4月の選挙から26人となっています。

(議員報酬)

**第20条** 磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年磐田市条例第47号)に規定する議員報酬は、市民の負託に応える議員活動に対するものであることを基本とする。

〔解説〕

議員の報酬は、地方自治法第203条第1項の規定に基づき、「磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」により定めています。議員の活動は、市民の代表として市民の声を聞き、本会議や委員会等の議会の会議に出席し、議案の審査や調査、政策立案など多岐にわたります。議員の報酬はこうしたことを基本に検討を行い、定めています。

(議会事務局の充実)

**第21条** 議会は、議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の充実に努めるものとする。

〔解説〕

議会事務局は、「磐田市議会事務局設置条例」に基づき設置しています。議員の政策立案能力の向上や議会活動を十分かつ効率的に進めるために、その活動を補佐する議会事務局の機能強化と組織体制の充実を図ることを定めています。

(条例の見直し等)

**第22条** 議会は、一般選挙を経た任期開始から1年経過後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証のほか、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、条例の見直し等の必要があると認めるときは、この条例の規定について検討し、所要の措置を講ずるものとする。

〔解説〕

条例の見直しについて、(1) 条例の目的が達成されているかの検証を、議会運営委員会において一般選挙を経た任期開始から1年経過後速やかに実施すること。(2) 市民からの意見や社会情勢の変化等を捉え、条例の見直し等の必要がある場合は、条例について検討し、必要な措置をとることを定めています。